

い一万四千四百十六ドの配分があります。

た。各農家へは転作等目標面積、保有米、基準単収などを勘案して配分します。

公平確保と作況調整

転作等目標面積（他用途利用米含む）を達成しなかつた場合、次のとおり取り扱われますからご注意ください。

①転作未達成分の面積が翌年度の転作等目標面積に加算されます。

②集落単位で未達成となつた場合は、集落内の全員へ水田當農確立助成等の加算金が交付されません。

③自主流通米の仮渡し金に含まれている奨励金の返還対象になります。

④他用途利用米を契約数量どおり出荷しない場合は、違約金が請求されます。

ただし、著しく作況が悪いときは減額改定による調整があります。

■ 大館市農業総合指導センター

農林課（内線294・343）
電話 42-13336

新しい農業経営を 生み出すときです

「農業だけで食べていくのはしょせん無理」「国内外の情勢が厳しくて、先行きが不安」——将来に対するマイナス面の声が多く聞かれる一方で、一定の収入が得られ、休みもきちんと取れる「魅力ある農業」を目指そうという動きも目立ちはじめている農業。しかし、ウルグアイ・ラウンド農業合意からWTO（世界貿易機関）協定承認へと、今や米をはじめとした農産物の輸入自由化の波が押し

寄せてきています。

六年十二月には、食糧管理法に代わる

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（新食糧法）が成立しました。今

年十一月からの施行に伴つて、米の流通や管理は、国の全量管理・直接統制といふ從来のスタイルから、部分管理・間接統制へと変わります。つまり一口でいうと、転作などの生産調整は国からの強制ではなく、自主流通米の生産者価格安定などをを目指した生産者と生産者団体の自生的な取り組みへと変わるわけです。

激しく変化する農業情勢のもと、今後農業はこれまで以上に強靱な足腰が求められています。

さてそれでは、

足腰の強い農業とはいつたいどういうものなのでしょう。それは「経営感覚に優れ、効率的で、安定性のある農業」だといわれています。ところが、現在の農業経営の大半を占めている家族経営方式では

△家計と經營が分かれなく、いわゆる「どんぶり勘定」になつていて、△家族内の労働関係が定められてなく、いわゆる「どんぶり勘定」になつていて、しかも給与や休日の定めがない△相続の際の財産の分割問題など、經營の継続性の点で不安があると

いた問題が浮かび上がります。

そこで国は、こうした問題を解決するための方策として、農業経営の法人化を勧めたり、効率的で安定的な農業経営を目指す農業者を支援する「農業経営改善計画の認定制度」（認定農業者制度）を設けたりして、農業経営改善のバックアップを進めています。

経営を法人化すると

△経理が明確になり、經營管理能力が向上する。また資金調達力なども強まる

△相続の場合でも法人としての農業經營に影響がない。つまり経営が安定する

△家族の間でも給与などが明確になる。また、社会保険なども適用でき、福祉が向上する

△法人化する、認定農業者になる、または法人として認定農業者制度の適用を受けるなど、創意と工夫次第で、やりたかつた農業やまったく新しい農業経営ができるようになります。

二十一世紀に向け、労働時間や所得の面で農業以外の産業と遜色のない新しい農業スタイル、今までになかった足腰の強い農業経営を生み出し、厳しい情勢下でも生き残れる農業にしていくときだといえるかもしれません。



7年度の方針を決めた水田當農活性化対策推進協議会

ご存じですか認定農業者制度

これは平成五年八月に施行された「農業経営基盤強化促進法」に基づいたもの

で、自分の農業経営を改善しようとする人が経営改善の計画書を作成し、市の認定を受ければ、農用地のあつせんや税制上の特例措置、農林漁業金融公庫などによる融資、目標達成へ向けたノウハウの蓄積など、計画に応じた数々の支援措置が受けられるというものです。

認定農業者制度は、あくまでも農業經營者の募集制度で、行政が一方的に特定の人を選びだして恩恵を与えるものではありません。農業に本気で取り組もうとする人が、自分で農業經營を考え、計画書を作成・申請し、市に認定を受けるのです。やる気が合つて将来の經營展開がしっかりとしている農家であれば、規模や経営方針などは問題ではありません。

認定農業者制度は、あくまでも農業經營者の募集制度で、行政が一方的に特定の人を選びだして恩恵を与えるものではありません。農業に本気で取り組もうとする人が、自分で農業經營を考え、計画書を作成・申請し、市に認定を受けるのです。やる気が合つて将来の經營展開がしっかりとしている農家であれば、規模や経営方針などは問題ではありません。

認定農業者制度は、あくまでも農業經營者の募集制度で、行政が一方的に特定の人を選びだして恩恵を与えるものではありません。農業に本気で取り組もうとする人が、自分で農業經營を考え、計画書を作成・申請し、市に認定を受けるのです。やる気が合つて将来の經營展開がしっかりとしている農家であれば、規模や経営方針などは問題ではありません。

認定農業者制度は、あくまでも農業經營者の募集制度で、行政が一方的に特定の人を選びだして恩恵を与えるものではありません。農業に本気で取り組もうとする人が、自分で農業經營を考え、計画書を作成・申請し、市に認定を受けるのです。やる気が合つて将来の經營展開がしっかりとしている農家であれば、規模や経営方針などは問題ではありません。

ただしここで注意したいのは、法人化は簡単ではないということです。また、一定の規模がないと、法人化してもメリットがない場合もあります。

自分の所が法人化した方が良いのかどうかを、よく検討しなければなりません。

■ 法人化や認定農業者制度についての詳

細は、農林課（内線294・343）か

農業委員会（内線344）へお問い合わせください